

栃木県議会災害対応計画 新旧対照表 (R5. 4. 1一部改正)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>2 対象とする災害 本計画の適用対象となる災害については、原則として執行部が栃木県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）を設置する災害とする。 ただし、下記の場合において議長が必要と認める災害については、本計画を適用させることとする。 ① 市町が災害対策本部を設置した場合 ② <u>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> ③ <u>災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合</u></p> <p>[参考] 執行部の災害対策本部設置基準 ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内に特別警報（大雨、大雪、火山噴火等）が発表されたとき ・ <u>県内で最大風速40m/sを観測したとき</u> ・ <u>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき</u> ・ <u>災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき</u></p> <p>3 議員の安否報告 各議員は、本計画の適用対象となる災害が発生した場合、速やかに<u>コミュニケーションツール又はメール</u> _____ 等で自身の安否等を議会事務局に報告することとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 対象とする災害 本計画の適用対象となる災害については、原則として執行部が栃木県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）を設置する災害とする。 ただし、下記の場合において議長が必要と認める災害については、本計画を適用させることとする。 ① 市町が災害対策本部を設置した場合 ② _____災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>[参考] 執行部の災害対策本部設置基準 ・ 県内において震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内に特別警報（大雨、大雪、火山噴火等）が発表されたとき ・ _____災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき</p> <p>3 議員の安否報告 各議員は、本計画の適用対象となる災害が発生した場合、速やかに _____<u>メール又はFAX（必要に応じて電話）</u> _____ で自身の安否等を議会事務局に報告することとする。</p>

<p>4 情報収集・提供 (1) (略)</p> <p>(2) 情報収集 (略) 各議員は、地域における災害情報について積極的に収集し、議会 災対本部に<u>コミュニケーションツール又はメール</u> _____等により 当該情報を提供することとする。(略)</p> <p>(3) 情報提供 議会災対本部は、1日2回(午前・午後)を基本に収集した災害 情報を各議員に<u>コミュニケーションツール又はメール</u> _____等 により当該情報を提供することとする。(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 議員の行動 各議員は、下記の事項のとおり行動することを基本とする。 (1) 本計画の適用対象となる災害が発生した場合、自身の安否等 について速やかに<u>コミュニケーションツール又はメール</u> _____等 で議会事務局に報告する。(略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 議員間で共有すべき情報や県災対本部等に伝達すべき情報につ いては、人命救助等の緊急を要する場合を除き、議会災対本部に <u>コミュニケーションツール又はメール</u> _____等で情報 を 提供 する。(略)</p> <p>以下(略)</p>	<p>4 情報収集・提供 (1) (略)</p> <p>(2) 情報提供 (略) 各議員は、地域における災害情報について積極的に収集し、議会 災対本部に _____ メール<u>又はFAX</u>等により 当該情報を提供することとする。(略)</p> <p>(3) 情報提供 議会災対本部は、1日2回(午前・午後)を基本に収集した災害 情報を各議員に _____ メール<u>又はFAX</u>等 により当該情報を提供することとする。(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 議員の行動 各議員は、下記の事項のとおり行動することを基本とする。 (1) 本計画の適用対象となる災害が発生した場合、自身の安否等 について速やかに _____ メール<u>又はFAX</u>等 で議会事務局に報告する。(略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 議員間で共有すべき情報や県災対本部等に伝達すべき情報につ いては、人命救助等の緊急を要する場合を除き、議会災対本部に _____ メール<u>又はFAX</u> 等で情報 を 提供 する。(略)</p> <p>以下(略)</p>
---	---

別記 3

栃木県議会災害対応計画 議員携帯カード

<p>(表紙)</p> <p>栃木県議会災害対応計画 議員携帯カード</p> <p>【対照とする災害】</p> <p>①執行部が県災対本部を設置する災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・県内に特別警報(大雨、大雪、火山噴火等)が発表されたとき ・県内で最大風速40m/sを観測したとき ・大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき ・災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき <p>②下記の場合で議長が必要と認める災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が災害対策本部を設置した場合 ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合 	<p>(1P)</p> <p>① 自身の安否を事務局に報告する</p> <p>【安否報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員名 ・安否の状況 ・現在の居場所 ・連絡先 ・議事堂への登庁の可否 <p>②登庁登庁要請があるまでは、地元で待機する</p>
<p>(2P)</p> <p>③災害状況や県災害対策本部等への要望等については、議会災害対策本部に連絡する(県災対本部等に直接連絡しない)</p> <div data-bbox="179 973 604 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>メモ</p> </div>	<p>(3P)</p> <p>【連絡方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール ・メール：gikai@pref.tochigi.lg.jp ・FAX：028-635-3755 ・電話： <ul style="list-style-type: none"> 028-623-3752(議会災対本部) 028-623-3753(総務課) 028-623-3761(議事課) 028-623-3772(政策調査課) ・災害電話：028-623-2770

※本カードは紙及び電子データで各議員に配布し、各議員は紙又は電子データを常に携帯することとする。

別記 3

栃木県議会災害対応計画 議員携帯カード

<p>(表紙)</p> <p>栃木県議会災害対応計画 議員携帯カード</p> <p>【対照とする災害】</p> <p>①執行部が県災対本部を設置する災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・県内に特別警報(大雨、大雪、火山噴火等)が発表されたとき ・_____災害が発生、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき <p>②下記の場合で議長が必要と認める災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が災害対策本部を設置した場合 ・_____災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 	<p>(1P)</p> <p>① 自身の安否を事務局に報告する</p> <p>【安否報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員名 ・安否の状況 ・現在の居場所 ・連絡先 ・議事堂への登庁の可否 <p>②登庁登庁要請があるまでは、地元で待機する</p>
<p>(2P)</p> <p>③災害状況や県災害対策本部等への要望等については、議会災害対策本部に連絡する(県災対本部等に直接連絡しない)</p> <div data-bbox="1131 973 1556 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>メモ</p> </div>	<p>(3P)</p> <p>【連絡____先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール：gikai@pref.tochigi.lg.jp ・FAX：028-635-3755 ・電話： <ul style="list-style-type: none"> 028-623-3753(総務課) 028-623-3761(議事課) 028-623-3772(政策調査課) 028-623-3752(議会災対本部) ・災害電話：028-623-2770

※本カードは紙及び電子データで各議員に配布し、各議員は紙又は電子データを常に携帯することとする。